

豊中市納付推進センター業務委託 公募型プロポーザル 募集要領

1. 実施目的

本委託業務は、市の債権に係る滞納者に対する初期督促及び債権管理の補助業務を行い、未収債権の早期解消及び滞納の長期化防止を図るものです。

2. 業務の概要

(1) 業務名

豊中市納付推進センター業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで（36か月）

(4) 提案上限額

本業務の提案上限額は、下記のとおりです。なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものです。委託料等は提案内容を踏まえ本市と協議のうえ、契約により確定するため、提案額がそのまま委託料等になるものではありません。

※契約期間中に消費税改定がされた際は、上限額も変更となります。

月額 2,887,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 担当部局所管課

財務部債権管理課

4. 参加資格要件

本案件に参加できる者は、企画提案書類等の提出期限において、下記のすべての要件を満たすものとします。なお、企画提案書類等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 平成28年4月1日から本案件公募開始日までにおいて、元請として、国または地方自治体（特殊法人、独立行政法人を除く。）における電話勧奨業務等（電話での納付勧奨を主たる業務とするもの。）の契約実績を有すること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。また、契約締結時において豊中市物品等入札参加資格を有すること。
- (4) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- (5) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札

参加除外措置を受けていないこと。

- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項または第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者または更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者または更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (10) I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）、ISO 27001・JISQ 27001（情報セキュリティ）、JISQ 15001（個人情報保護）、プライバシーマークのいずれかの認証を取得していること。
- (11) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (12) 提案業務を行うにあたり、当該業務が法令等の規定により官公庁の免許、許可または認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。

5. プロポーザルの参加手続き等

(1) 企画提案書類等の提出

- ①提出物 (別紙) 豊中市納付推進センター業務委託 企画提案書類等作成要領を参照してください。
- ②提出部数 正本 1 部、副本 11 部 計 12 部
- ③提出期限 令和 3 年 (2021 年) 4 月 28 日 (水) (17 時 15 分必着)

(2) 提出方法

事務局への持参（土日、祝日及び時間外は受け付けない。）または書留郵送（期限内必着）とします。

※書留郵送により提出する場合は、郵送後速やかに事務局に対し必ず送付した旨の電話連絡をしてください。

(3) 注意事項

- ①提出書類の不足または提出期限内未到達の場合、本案件への応募を無効とします。
- ②企画提案書類等の提出後に、本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで電話連絡するとともに、参加辞退届（様式任意 ※代表者印必須）を文書で通知してください。
- ③企画提案書類等及び電子媒体は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ④提出書類の分割提出は認めません。
- ⑤提出書類を受付後、いかなる理由があろうとも追加、修正、差替え等は認めません。ただし、審査過程における市による明瞭化作業を妨げるものではありません。
- ⑥提出書類に記載された受託業務の配置予定管理責任者は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ⑦企画提案書類等の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属します。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に定めるところにより、公開される場合があります。
- ⑧企画提案書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しません。

(4) 企画提案書類等作成の際の参考資料

歳入確保に係る基本方針（豊中市ホームページ掲載）

6. 質疑応答等

業務内容や提出書類、審査手続き等について質問がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ事務局あてに電子メールで提出してください。質問提出期限以降、業務内容に係る質問は受け付けません。

【質問提出期限】令和3年（2021年）4月9日（金）17時15分必着

質問への回答は、個別には回答せず、令和3年（2021年）4月16日（金）に市ホームページに掲載します。

7. 審査方法、評価基準等

(1) 審査方法

- ①市職員で構成する納付推進センター業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の選定委員による審査を行います。
- ②審査は2段階で行い、第1次審査は書類審査、第2次審査はプレゼンテーション審査とします。
- ③審査は、別紙審査基準に基づき、選定委員による合議で行います。
- ④第1次審査及び第2次審査の評価項目は同一とし、第2次審査時の採点は、第1次審査の結果にかかわらず、新たに行うものとします。
- ⑤第1次審査は、提出書類の内容を踏まえて採点し、評価合計点が高い上位3者程度を第2次審査へ進めます。ただし、第1次審査は、プロポーザルへの参加者が4者以上あった場合のみ実施します。

- ⑥第2次審査は、提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査して採点し、評価合計点が最も高い提案者を第1優先交渉者に選定します。また、第1優先交渉者の次に評価合計点が高い提案者を次点候補者に選定します。ただし、第1優先交渉者及び次点候補者を選定するにあたり、それぞれ評価合計点が同点の提案者が2者以上あったときは、当該提案者の中から選定委員の合議によって順位を決定し、第1優先交渉者及び次点候補者を選出します。
- ⑦次のいずれかに該当する場合は選外とします。
 - ア) 評価区分のうち「企画等」における採点結果の合計点（75点満点）が、38点未満の場合
 - イ) 評価合計点（100点満点）が、50点未満の場合
 - ウ) 「見積金額評価」を除き、評価項目単位での採点結果の合計点が0点となる場合
- ⑧本募集要領の条件を満たす提案者がいない場合は、第1優先交渉者は選定せず、別途、再募集を行うものとします。
- ⑨選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- ⑩本案件に関して募集要領の交付の日から審査結果の公表の日までの間、本案件に係る選定委員への接触を禁じます。

(2) 第1次審査（書類審査）

第1次審査の日程は以下のとおりです。

- ①日 時：令和3年（2021年）5月中旬
- ②審査内容：企画提案書類等に基づく書類審査を行います。
- ③結果通知：第1次審査を実施したすべての提案者（辞退した者を除く。）に対して令和3年（2021年）5月20日（木）に電子メールで通知を行います。
※第2次審査（プレゼンテーション）の実施対象となる提案者に対しては、その旨を通知します。その他の提案者に対しては、選外となった旨及び評価合計点を通知します。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査の日程は以下のとおりです。

- ①日 時：令和3年（2021年）5月27日（木）（予定）
※日時・場所等の詳細は、第1次審査後に連絡します。
- ②発表時間：40分（各提案者につき25分程度のプレゼンテーションの後、質疑・応答を行います。）
- ③機材等：パワーポイント等を使用する場合、パソコン、プロジェクター、スクリーン、延長コード等は提案者で用意してください。本市は電源のみを用意します。
- ④その他
 - ア) 当日の出席者は1提案者あたり4名以内（プレゼンテーションを行う者を含む。）とし、すべて提案者の雇用する従業員としてください。また、本業務に携わり常駐する配置予定管理責任者の方は必ず出席してください。
 - イ) 資料の追加提出は、本市が求める場合を除き不可とします。

(4) 審査結果の通知及び公表

- ①審査結果の通知

審査結果の通知は、令和3年（2021年）6月中旬に、第2次審査を実施したすべての提案者（辞退した者を除く。）に対して書面で郵送します。通知においては、評価合計点を記載するとともに、第1優先交渉者及び次点候補者となった提案者には、それぞれその旨を、その他の提案者には選外となった旨を記載します。

②審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページ等において審査結果の公表を行ないます。

公表する内容は次のとおりです。

ア) 第1優先交渉者の名称、評価合計点

イ) 第1優先交渉者の選定理由

ウ) 全提案者の名称

エ) 全提案者の評価合計点

オ) 選定委員の氏名

※応募が2社であった場合は、次点者の評価合計点は公表しません。

※ウ)とエ)の対応関係は明らかにしません。

8. 契約の締結

- ① 第1優先交渉者とは、令和3年（2021年）6月下旬を目途に契約手続きを行います。
- ② 第1優先交渉者は、市と仕様及び価格等を協議のうえ、市の内部手続きを経て、本業務を依頼する相手方として決定されるため、第1優先交渉者の選定通知をもって本業務を依頼する相手方を約束するものではありません。
- ③ 契約内容及び仕様については、提案内容をもとに本市と詳細を協議のうえ決定します。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがあります。
- ④ 第1優先交渉者と協議が調わない場合、または第1優先交渉者が失格事項に該当した場合には、第1優先交渉者との協議を打ち切り、次点候補者と協議を行います。
- ⑤ 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行ってください（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）。
- ⑥ 協議が調った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される随意契約により契約を締結します。
- ⑦ 本案件のうち委託契約部分については地方自治法（昭和22年法律第67号）による長期継続契約とします。
- ⑧ 契約の締結に際し、万一提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、市が被った損害について、損害賠償を求めることがあります。

9. スケジュール

項目	日程
募集要領の公表	令和3年（2021年）4月2日（金）※市ホームページ掲載
質問事項の締切	令和3年（2021年）4月9日（金）17時15分必着
質問事項の回答	令和3年（2021年）4月16日（金）※市ホームページ掲載

企画提案書等提出期限	令和3年(2021年)4月28日(水)17時15分必着
第1次審査(書類審査)	令和3年(2021年)5月中旬 ※応募提案者が4者以上あった場合のみ実施します。
第1次審査結果の通知	令和3年(2021年)5月20日(木)
第2次審査(プレゼンテーション)	令和3年(2021年)5月27日(木)予定 ※日時・場所等は、第1次審査終了後に通知します。
第2次審査結果の通知	令和3年(2021年)6月中旬予定
委託契約の締結	令和3年(2021年)6月下旬予定

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ①本案件期間中に、上記4に規定する参加資格要件に抵触するに至ったとき
- ②提案価格が提案上限額を超える提案を行ったとき
- ③提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ④提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ⑤プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ⑥一団体に複数の提案をしたとき
- ⑦提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ⑧正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ⑨審査の公平性を害する行為があったとき
- ⑩法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ⑪他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行ったとき
- ⑫選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき
- ⑬募集要項の内容に違反したとき
- ⑭上記各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めたとき

11. その他必要な事項

- ① 本プロポーザルに要する経費及び業務運営開始前の事前準備期間に係る経費は、提案者の負担とし、豊中市は一切負担しません。
- ② 本案件の提案者に対する参加報酬はありません。
- ③ 選定委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ④ 審査結果後に本募集要領及び仕様書の内容に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。また、審査結果に対しても異議を申し立てることはできません。
- ⑤ 本件に係る情報公開請求があった場合には、豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号)に定めるところにより公開される場合があります。
- ⑥ 提出書類の作成及びその他の手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- ⑦ 本案件は「豊中市外部活力導入モニタリング及び評価の指針」に基づき、モニタリング及び評価を行います。また、その結果は豊中市ホームページ等で公開されます。

1 2. 応募先・質問先・問合せ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 第一庁舎 2 階

豊中市 財務部 債権管理課（担当：酒井・松野・備後）

TEL：06-6858-2437、FAX：06-6842-2797

E-mail：saikenkanri@city.toyonaka.osaka.jp